旭川廃棄物処理センター処理手数料単価表

NO.2 (令和元年10月1日から適用)

(消費税含む)

			(消食枕呂と)
種類	受入具体例	単 価 (10kg毎に)	受入できないもの
選別不能物	(A) ビニールクロス (ビニールと紙の複合物)	440円	有害物質が付着したもの
	金属サイディング(金属と紙等の複合物) プリント配線盤、 音響吸収材(ロックウール含む) 化学繊維混紡繊維製品、土壁、木もう板、 セルロースファイバー等、 抜根、葉のついた枝 50cm未満の廃プラスチック類、がれき、 金属(埋立)、硬質ガラス、 ガラス・陶磁器等	590円	 汚物 液体塗料 PCB(トランス、 コンデンサー他) 電池及びバッテリー ライター等(発熱・発火物) 水銀等有害物質 蛍光灯 不固化コーキング剤及び容器 有機物,食品 カイル及びグリース 中空物 プロンガス混入製品 鉛及び鉛含有物
	廃石膏ボード混入物 (C) 50cm以上の廃プラスチック類、がれき、金属、硬質ガラス、ガラス・陶磁器等	: 890円	
	(D) 発泡スチロール混入物 廃タイヤ(ホイール有無共)	2,670円	
金属くず (リサイクル)	金属単体での受け入れとなります。 ※再生利用ができないものは、埋立処理となります。	60円 循環税非課税	鉛及び鉛含有物
木 く ず (破砕リサイクル処理)	新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、 廃チップ、型枠、足場材等、内装・建具等の残材、 伐採材、木造解体材等	100円 循環税非課税	CCA廃材(ヒ素化合物を含む 防腐剤を注入した木材) コールタール電柱 抜根、葉のついた枝
動植物性残さ (発酵処理)	食品製造業から生じる動物又は植物にかかる固形状 不要物 (魚、内臓などのあら、ボイルかす、野菜くず、 醸造かす、発酵かす等)	の 260円 循環税非課税	小さな袋、 容器に入っているもの 塩分を多く含むなど、発酵 に適さないもの
特別管理産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)		2,300円	事前連絡の上、搬入日が 確定されていないもの
選別手数料 前処理手数料	処理単価に加算	50円	

〇開設時間 : 4月~10月 8:00~17:00 11月~3月 8:30~17:00

〇定休日 : 日曜日、祝日、年末年始(12月31日~1月4日)

旭川廃棄物処理センター

〒070-8053 旭川市江丹別町共和279-2

TEL • FAX (0166) 63-4153 http://www.asahikawa-dpc.co.jp

注意事項

種類	受入基準等	
選別不能物	※汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さいとの混合物は成分分析表の提出が必要となります。 ※火災ゴミは搬入前に事前連絡をいただき、搬入日時の打合せをさせていただきます。	
金属くず	※有害物質が付着したもの。(汚物、グリース等) ※金属くずの埋立処理は選別不能物(B)の単価となります。	
木 く ず (破砕リサイクル処理)	※釘で10m程度は付いたままでかまいません。 (釘以外の金属と木の複合物は選別不能物(B)となります。) ※伐採木など大きな物は選別、前処理手数料(50円/10kg)を加算します。 ※リサイクルに際し、破砕が可能なもの。 ※木くずの埋立処理は選別不能物(B)となります。 ※破砕処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。	
動植物性残さ (発酵処理)	※動植物性残さは、発酵処理をします。ビニールなど、異物が混入しないよう ご注意下さい。 ※形状、大きさが10cm以下のもの。 ※処理能力等の都合上、搬入状況によっては制限させていただく場合があります。	
特別管理産業廃棄物 廃石綿 (アスベスト)	※法に基づき飛散しないよう固形化したもの若しくは、専用袋(厚さO.15mm以上)による二重梱包の上、当該品目単体での受入となります。 ※搬入する際は、事前に廃棄物データーシートの提出をいただき、搬入日時の打合せをさせていただきます。 ※飛散防止の為、運搬終了までの間、荷台の覆い又は梱包するなど必要な措置をお願いします。	
その他	 ※廃電気製品類、廃家具類、選別不能物等、複数の材質から構成されている品目を搬の際、契約書はその材質ごとに記載してください。 ※搬入された品目が契約書に記載されていないもの、展開検査時に受入できないもの判断したものにつきましては、受入をお断りしております。 ※廃棄物の飛散防止等トラック等の荷台に積載した廃棄物にはシート等を掛け、飛散の防止をお願いします。 ※荷下ろし作業等廃棄物の荷下ろし作業はお客様においてお願いいたします。また、容器からは廃棄物を出していただいております。 尚、廃棄物の荷下ろし作業等には重機等の貸出はしておりません。 ※廃棄物の種類、受入基準につきましては展開検査時に検査員によって判断させていただきます。 不明な点は、展開検査員までお問い合わせください。 ※処理手数料は、搬入の都度、現金でのお支払いをお願いいたします。 ※埋立処理する品目について『北海道循環資源利用促進税』が1トン当たり1,000円課税されます。 ※上記、受入基準等は法律等が改正された場合には変更があります。当社ホームページにて御確認ください。 	